

## 平成29年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

### 1 指導監査の実施状況

平成29年度の指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則、実施方針及び実施計画に基づき、本市が所管する社会福祉法人に対し本部運営及び会計管理について、社会福祉施設等に対し会計管理、職員処遇、利用者支援及び食事提供について、実地による指導監査を実施したものであり、その内訳については次のとおりである。

#### ○指導監査の実施状況（平成29年度）

種 別	対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人	23	14	60%
保育所（私立）	14	14	100%
保育所（公立）	5	5	100%
幼保連携型認定こども園	26	26	100%
特別養護老人ホーム	3	3	100%
小規模保育事業	17	17	100%
事業所内保育事業	2	2	100%
計	90	81	90%

### 2 指導監査の結果の概要について

#### (1) 本部運営に関するもの

社会福祉法人14法人に対して監査を実施したところ、本部運営で55件、本部会計で45件の文書指摘があった。本部運営では「評議員会について」「理事会について」が全体の40%、本部会計では「会計書類について」が全体の33%あった。

#### (2) 施設等運営に関するもの

社会福祉施設等67施設に対して監査を実施したところ、施設会計で90件、職員処遇で87件、利用者支援（保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業）で37件、利用者支援（特別養護老人ホーム）で2件、食事提供で47件の文書指摘があった。

施設会計では「会計書類について」が全体の44%、職員処遇では「規則・規程関係について」が全体の53%、利用者支援（保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業）では「施設設備について」が全体の51%、利用者支援（特別養護老人ホーム）では「事故発生の防止等について」が100%、食事提供では「衛生管理について」が全体の47%あった。

指摘事項ごとの数及び割合については、次項に記載する。

### 3 指導監査の指摘事項について

#### 【法人に対する文書指摘】

(本部運営)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	1	2%
2 内部管理体制について	0	0%
3 評議員について	8	15%
4 評議員会について	12	22%
5 理事について	2	4%
6 監事について	5	9%
7 理事会について	10	18%
8 会計監査人について	0	0%
9 役員等の報酬について	9	16%
10 情報の公表について	6	11%
11 その他	2	4%
合 計	55	

※文書指摘事項の主な例

#### 3 評議員について

- ・評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと及び暴力団員等の反社会的勢力の者がいないことを法人において確認すること。

#### 4 評議員会について

- ・評議員会の開催にあたっては、評議員会開催の日時、場所及び議題等を理事会の決議により定め、理事が評議員会の1週間前までに評議員に書面又は電磁的方法により通知すること。

#### 6 監事について

- ・評議員会に提出された監事の選任に関する評議員の議案について、あらかじめ在任監事の過半数の同意を得るとともに書面にて記録すること。

#### 7 理事会について

- ・理事会議事録に、定款で定める議事録署名人が署名すること。
- ・招集手続きを省略した場合は、理事及び監事の全員が同意したことを記録すること。

#### 9 役員等の報酬について

- ・役員および評議員に対する報酬等について、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けすること。

#### 10 情報の公表について

- ・情報の公表について、必要な事項をインターネットの利用により公表すること。

(本部会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	5	11%
2 会計書類について	15	33%
3 出納事務について	4	9%
4 財産管理について	3	7%
5 決算について	10	22%
6 収入について	2	4%
7 支出について	3	7%
8 その他事業にかかる会計処理等について	3	7%
合 計	45	

※文書指摘事項の主な例

2 会計書類について

- ・注記について、記載内容に不備が見受けられるので是正すること。また、省略できない項目について該当がない場合、省略せず「該当なし」等と記載すること。
- ・附属明細書について、不備が見受けられるので是正すること。

3 出納事務について

- ・収入した金銭について、経理規程に規定された日数以内に金融機関に預け入れること。

7 支出について

- ・契約について、随意契約を行う際には複数業者から見積もりを徴し比較する等、適正な価格を客観的に判断すること。

## 【施設に対する文書指摘】

(施設会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	10	11%
2 会計書類について	40	44%
3 出納事務について	5	6%
4 財産管理について	9	10%
5 決算について	11	12%
6 収入について	4	4%
7 支出について	10	11%
8 その他事業にかかる会計処理等について	1	1%
合 計	90	

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理について

- ・経理規程の文言について、修正・追記を要する箇所が散見されるため、社会福祉法人モデル経理規程を参考に見直しを行うこと。

3 出納事務について

- ・金銭収入があった場合は、直ちに支出に充てることなく、経理規程に基づき一旦取引金融機関に預け入れること。

7 支出について

- ・契約について、経理規程に定める金額を超える場合は一般競争入札（指名競争入札）を行うこと。また、経理規程に定める随意契約を行う際には、複数業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

(職員処遇)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 職員配置について	4	5%
2 職員会議・研修について	0	0%
3 人事管理について	6	7%
4 規則・規程関係について	46	53%
5 健康管理について	21	24%
6 非常災害対策について	10	11%
合 計	87	

※文書指摘事項の主な例

1 職員配置について

- ・職員数が配置基準を下回っているため、茨木市条例に定める職員の配置基準を遵守し、速やかに欠員を補充すること。

3 人事管理について

- ・非常勤職員を雇用する場合には、労働条件を文書により明示すること。また、労働者名簿を整備すること。

4 規則・規程関係について

- ・整備された就業規則等必要な規程類が、職員に周知されていないので、職員への周知（閲覧、配布等）を行うこと。
- ・雇用保険の加入要件を満たしているにも関わらず加入していない職員がいるため加入手続きを行うこと。
- ・労使協定（24条協定、36条協定、変形労働時間制、育児介護休暇の適用除外に関する労使協定）は協定期間の開始日以前に労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長への届出が必要なものについては遅滞なく届出すること。

5 健康管理について

- ・労働者を雇い入れた際は、労働安全衛生規則第43条に規定する項目について漏れなく健康診断を実施すること。
- ・職員の健康診断については、労働安全衛生規則第44条に定める項目について漏れなく実施すること。

6 非常災害対策について

- ・消防計画に基づき、避難及び消火訓練は毎月実施するとともに、記録を整備すること。
- ・消防用設備（自動火災報知機、火災通報装置、スプリンクラー、消火器等）について、消防法に基づき消防用設備の定期点検を実施するとともに、所轄消防署へ点検結果の報告を行うこと。

(利用者支援（保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業）)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	19	51%
2 保育方針計画について	1	3%
3 保育実施状況について	1	3%
4 健康管理について	1	3%
5 保育時間及び一斉休園について	4	11%
6 事故発生の防止等について	5	14%
7 苦情解決体制等について	6	16%
合 計	37	

※文書指摘事項の主な例

- 1 施設設備について
  - ・子どもの安全性の確保のため施設設備等について改善すること。
- 5 保育時間及び一斉休園について
  - ・一斉休園としている日があるが不適切であるため、保護者の理解を得て協力日とするなど保育の確保に努めること。
- 6 事故発生の防止等について
  - ・事故が発生した際は、迅速かつ適正に対応するとともに、その採った処置を記録し、原因を解明し再発防止のための策を講じること。
- 7 苦情解決体制等について
  - ・園で定める苦情解決体制に沿って、苦情を適切に解決するように努めること。
  - ・苦情を受け付けた場合には、その内容や相手方との交渉経過を書面に記録し整備すること。

(利用者支援（特別養護老人ホーム）)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	0	0%
2 支援方針計画について	0	0%
3 支援実施の状況について	0	0%
4 健康管理について	0	0%
5 事故発生の防止等について	2	100%
6 苦情解決体制等について	0	0%
合 計	2	

※文書指摘事項の主な例

- 5 事故発生の防止等について
  - ・事故の危険性について職員間で共有し、再発防止の対策を講じること。

(食事提供)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 運営形態・栄養管理について	5	11%
2 食事内容について	7	15%
3 運営状況について	0	0%
4 他機関の指導・助言等について	0	0%
5 給食経費について	9	19%
6 衛生管理について	22	47%
7 その他	4	9%
合 計	47	

※文書指摘事項の主な例

- 1 運営形態・栄養管理について
  - ・給与栄養量が給与栄養目標量と乖離しているため、献立内容を見直すこと。
- 5 給食経費について
  - ・食材の発注量について、提供すべき食数及び保存食として確保すべき量に満たないため適正な量を発注すること。
- 6 衛生管理について
  - ・調理業務従事者の雇い入れ及び配置替えの際には必ず検便を実施し、その結果を確認してから調理業務に従事させること。
  - ・調理従事者用の爪ブラシは共用とせず、調理に従事する人数分を用意すること。
  - ・保存食について、食材料及び調理済み食品のいずれも可食部を50gずつ確保すること。
- 7 その他
  - ・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食育計画を策定し、実施した取組を適切に記録すること。